

6 障 福 第 521 号
令和 6 年 7 月 26 日

各障害福祉施設関係法人 代表者 様

長崎県障害福祉課長
(公 印 省 略)

令和 7 年度における障害福祉関係施設整備計画等について (照会)

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、予算要求等の資料といたしますので、下記にご留意のうえ、貴法人における令和 7 年度の整備計画のうち、**総合評価調書 (様式第 1-4 号) 及びチェックリスト**については、**令和 6 年 8 月 23 日 (金) 必着 (厳守)**、その他の書類については、**令和 6 年 9 月 27 日 (金) 必着 (厳守)**までにご提出いただきますようお願い申し上げます。

また、整備計画書等を受付後、必要に応じてヒアリングや現地調査等を実施しますので、その際はご協力をお願いいたします。

なお、整備計画につきましては、県及び市町の障害福祉計画に位置づけられていることが前提となりますので、整備計画書等の写しを整備予定地の市町にも提出されますよう、併せてお願いいたします。

記

- 1 協議にあたり、第 7 期長崎県障害福祉計画及び第 3 期長崎県障害児福祉計画を踏まえ、別添「総合評価」による審査を行うことで、総合的に評価するものであること。

※ なお、総合評価の審査結果を基に令和 7 年度の計画の採択を行いますが、8 月 23 日の第 1 次締切時点で申請多数の場合は、別添「総合評価」の優先的な整備対象 1～4 の項目の何れにも該当しない整備計画については、採択の可能性が低くなることを念のため申し添えます。

2 添付書類 (ホームページ掲載)

◆募集関係

- ・ 整備計画書提出依頼 (当通知)
- ・ 「総合評価」について
- ・ 長崎県施設整備審査基準 (別紙)
- ・ 長崎県施設整備審査基準 (別紙) (防災対策分)
- ・ 整備計画提出に際しての留意事項
- ・ 国土交通省告示第九十八号
- ・ 県内企業等への優先発注について
- ・ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱
- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 (案)
- ・ 大規模修繕等の取扱いについて

- ・ スプリンクラー設備等の取扱いについて
- ・ 国庫補助に係る協議等について
- ・ 今後のスケジュール（参考資料1）

◆提出様式

- ・ 障害福祉関係社会福祉施設整備協議書提出書類一覧表
- ・ 社会福祉施設整備計画書（様式第1-1号、1-2号、1-3号）
- ・ 「総合評価調書」（様式第1-4号）
- ・ チェックリスト
- ・ 社会福祉施設整備事業計画書（様式第2号）
- ・ 施設等整備計画整理表（様式2-1号）
- ・ 施設の配置図及び施設の経歴（様式第3号）
- ・ 老朽度調査表（様式第4-1号、4-2号）
- ・ 建設に係る地域住民に対する説明の経過書（様式第5号）
- ・ 社会福祉法人等調書（様式第6号）
- ・ 利用予定者名簿（参考様式1）
- ・ 独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調（別紙）
- ・ 借入金償還計画等一覧表（別表）
- ・ 長崎県福祉サービス第三者評価受審計画書（様式第10号）

※ 国庫補助に係る基準額は今後改定される可能性があります。

※ 様式については障害福祉課のホームページよりダウンロードできます。

3 採択した後、国との協議を開始しますが、この協議において、整備計画書に記載されている補助金額が減額される場合や計画自体が不採択になる場合があります。

また、国において防災・減災対策等の令和6年度補正予算が成立した場合は、今回採択した整備計画の中から、条件等が合致する整備計画を同補正予算での実施に向けて国と協議することとしており、今年度中の追加募集は行わない予定ですので計画的に申請していただくようお願いします。

4 長崎市内及び佐世保市内に建設予定の施設（但し、児童入所施設及び児童発達支援センターを除く）は、長崎市、佐世保市が担当窓口になります。当通知による提出期限や必要書類等については長崎県が担当窓口となる法人に関するものとなりますので、ご注意ください。

長崎県 福祉保健部

障害福祉課 管理班（担当：久家）

TEL：095-895-2451

FAX：095-823-5082

E-mail：sisetuseibi@pref.nagasaki.lg.jp